		日号外	ページ
四〇六	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二243	二
四〇七	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	二243	五
四〇八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件	二243	五
四〇九	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二243	五
四一〇	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	二243	五
四一一	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件の一部を訂正する件	二243	六
四一二	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件の一部を訂正する件	四244	一
四一三	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件の一部を訂正する件	四244	二
四一四	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件	四244	二
四一五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分～平成二十一年分・平成二十三年分～平成二十六年分）を公表する件	四244	三
四一六	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分～平成十七年分・平成二十年分・平成二十二年分～平成二十四年分・平成二十七年分）を公表する件	四244	三
四一七	有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針を定める件	四244	五
四一八	電気通信分野に係る経営力向上に関する指針を定める件	七245	一
四一九	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	七245	四
四二〇	災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十八年熊本地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件	八246	一
四二一	放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件	一17	二
四二二	放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件	一17	三
四二三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	一17	三
四二四	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	二25	二
四二五	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件	二25	二
	○総務省、法務省、経済産業省		
三	電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件	一17	三
	○総務省、文部科学省		
三	地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準の一部を改正する件	二24	三
	○総務省、農林水産省、国土交通省		
二〇	半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件	七	四
二一	山村振興法に基づく産業振興施策促進事項について同意した件	二25	二
	○中央選挙管理会		
三一	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件	七	四
	○政治資金適正化委員会		
七〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二	四
七一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二	四
七二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	八	三
七三	〃	九	一
七四	〃	一四	一
七五	〃	一五	二
七六	〃	一八	五
七七	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	一八	五
七八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二九	一
七九	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二九	二
八〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二九	二
	○法務省		
五六七	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	二
五六八 五六九	除籍の一部が滅失した件	二	四
五七〇	原戸籍が滅失した件	二	四
五七一	日本国に帰化を許可する件	四	二
五七二	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	七	四